

## 確定申告 市・県民税申告

☎課税課 70・5611

## 手続きはお早めに

令和2年分所得税の確定申告期間は、**2月16日(火)～3月15日(月)**です(土・日曜日・祝日は除く)。

※新型コロナウイルス感染症の影響などにより、期間が変更となる場合がありますので注意してください



確定申告書関係用紙は、大和税務署と市役所課税課で配布します(同課では2月上旬配布予定)。国税庁ホームページ [URL https://www.nta.go.jp](https://www.nta.go.jp) からダウンロードすることもできます。

同庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力することで、税額を自動計算し、申告書を作成できます。詳しくは同庁ホームページをご覧ください。

※申告には、個人番号(マイナンバー)や運転免許証など身分を証明するものが必要なので、忘れずに持ってきてください

### 市役所での受け付け

市役所では、7ページにある表の日程で確定申告書の作成・相談を行います。

主な収入が年金、給与、一時所得のみで源泉徴収票のある方が対象です(報酬・支払調書は含みません)。

営業・農業などの事業を営む方、不動産・譲渡・配当・退職所得のある方、青色申告をする方、住宅借入金等特別控除を受ける方は、税理士か同署に申告相談してください。

### 大和税務署での受け付け

同署では、所得税の確定申告期間中に申告書作成会場を設置します。2月1日(月)～3月15日(月)の受け付けとなるので注意してください(市役所の受付日程と異なります)。

2月21日・28日の各日曜日は、確定申告の相談を受け付けます。

給与所得者や年金受給者で、医療費控除(今年度から「医療費控除の明細書」を要提出)・住宅借入金等特別控除などを受ける方、昨年会社を中途退職し年末調整をしていない方など、所得税と復興特別所得税の還付申告書提出のみの場合は、1月4日(月)から受け付けます。

自書や同庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成した申告書を郵送で提出することもできます。封筒に申告者の住所・氏名を明記し、〒242-8567 大和市中5-14-22 大和税務署へ郵送してください。確定申告書などの控えが必要な方は、返信先を明記し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

土地・建物・株式の売却や贈与を受けた方は、同署へ問い合わせてください。期間中は大変混み合うので、還付申告は早めに行ってください。

閉庁日の土・日曜日と祝日に申告書を提出する方は、同署に備え付けてある「時間外収受箱」を利用してください。

今年度から入場の際は、「入場整理券」が必要です。当日会場配布するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。LINEアプリでの事前発行では、同庁LINE公式アカウントを「友だち追加」することで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。

来場の際は、マスク着用の上、できる限り少人数で来てください。詳しくは、同署 ☎046・262・9411

### 便利なe-Tax(所得税電子申告)

同庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成したデータを直接申告できます。詳しくは [URL https://www.e-tax.nta.go.jp](https://www.e-tax.nta.go.jp) か同署へ電話。

### 税理士などによる無料申告相談

税理士などによる無料申告相談を7ページにある表の日程で行います。

土地・建物や株式などの譲渡所得のある場合を除く、年金・給与所得者の確定申告が対象です。

譲渡所得や高額所得、今年初めての住宅借入金等特別控除、贈与所得など、内容が複雑な相談はできない場合があります。

### 市・県民税の申告

市・県民税の申告会場を7ページにある表の日程で開設します。

今年1月1日に市内に居住していた方は、所得税の確定申告をする必要のない方でも、市・県民税の申告は必要です。3年度市・県民税を計算するための基礎資料になるほか、介護保険・国民健康保険・福祉年金・保育料・児童手当などの算定基礎資料になります。

①所得税の確定申告をした②同一世帯で扶養されている③昨年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている④前年中の収入が400万円以下の公的年金のみで、源泉徴収の控除内容に変更や追加がない⑤のいずれかに該当する方は、申告不要です。

### 市役所に開設する窓口・期間

	内容	実施日	受付時間※1	場※2	対
市・県民税申告	申告書作成・相談※3	2/1(月)～3/15(月) (土・日曜日、祝日は除く)	8:30～11:30 13:00～17:00	7階 市民展示ホール	申告が必要な方
	申告書提出のみ		8:30～12:15 13:00～17:00		作成済みの申告書を提出する方
確定申告	申告書作成・相談(税理士による無料申告相談)	2/1(月)～2/3(水)	8:30～11:30 13:00～15:00	7階 市民展示ホール	【所得】給与(報酬・支払調書は含みません)、年金・一時のみ 【控除】医療費、社会保険料、生命保険料など(住宅借入金等特別控除は除く)
	申告書作成・相談	2/16(火)～3/15(月) (土・日曜日、祝日は除く)	8:30～11:30 13:00～15:00		303会議室 7階 市民展示ホール
	申告書提出のみ	2/1(月)～2/3(水) 2/16(火)～3/15(月) (土・日曜日、祝日は除く)	8:30～11:30 8:30～15:30		

▶注意事項▶※1 混雑状況で受付時間の締め切りが早まる場合があります▶※2 車で来庁の際は市役所駐車場のほか、市民文化センター第2駐車場北側(大釜がある駐車場)や綾瀬タウンヒルズショッピングセンター(深谷中)屋上階駐車場(10時から)も利用できます▶※3 2月1日・2日・3日は税理士による無料相談、2月16日以降は確定申告と重なり大変混み合うことが予想されます

### 確定申告・市県民税の申告時の持ち物

確定申告書作成・相談の方は①～⑨・⑪～⑬、市・県民税申告書作成・相談の方は①～⑩を持参してください。確定申告書、市・県民税申告書の提出のみの方は、申告書に②～⑩を添付したものを持参してください。

- ①印鑑、筆記用具、電卓
- ②申告する方と被扶養者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載されている住民票の写しのうちいずれか1点。作成済みの申告書を提出する場合は、その写し)
- ③申告する方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証か健康保険証などのうちいずれか1点。作成済みの申告書を提出する場合は、その写し)
- ④昨年中の収入が分かる資料(令和2年分源泉徴収票(原本)など)
- ⑤支払い社会保険料の年間集計額(国民年金保険料は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」、国民健康保険税・後期高齢者医療保険税・介護保険料は「納付額のお知らせ」(1月下旬までに郵送))
- ⑥生命保険・地震保険など各種控除証明書
- ⑦医療費控除の明細書(従来の医療費控除を受ける方。セルフメディケーション税制は受けられません)※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記載を省略できますが、自己負担額が記載されていないものは不可  
※令和2年分から医療費控除を受ける場合には、「医

- 療費控除の明細書【内訳書】の提出が必要となり、領収書の提出ができなくなります
- ⑧特定一般用医薬品等購入費の領収書などに基づく医療費の明細書とその年分に特定健康診査などの一定の取り組みを行ったことを明らかにする次の書類のいずれか1点(セルフメディケーション税制を受ける方。従来の医療費控除は受けられません)
- (1)インフルエンザの予防接種、定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症など)の領収書か予防接種済証
- (2)市区町村のがん検診の領収書か結果通知表
- (3)職場で受けた定期健康診断の結果通知表  
※「定期健康診断」か勤務先名称の記載のあるもの
- (4)特定健康診査の領収書か結果通知表  
※「特定健康診査」か、保険者名の記載のあるもの
- (5)人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書か結果通知表  
※勤務先名称か保険者名の記載のあるもの
- ⑨寄附した団体などから交付された寄付金の受領証(寄附金控除を受ける方)
- ⑩親族関係書類と送金関係書類(国外居住親族にかかる扶養控除などの適用を受ける方)
- ⑪申告する方の銀行などの口座番号の控え(還付の場合に必要)
- ⑫令和元(平成31)年分の確定申告をしている方は、申告書の控え
- ⑬お知らせはがき(税務署から届いた方)

確定申告関連記事として、13ページに「一部の介護サービス利用料 医療費控除の対象です」「確定申告の医療費控除」があります。